

— 会 告 —

核医学専門技術者単位申告について

学 会 長 福喜多 博 義
担当理事 荒 井 孝

日本核医学技術学会では、核医学専門技術者としての資質の向上と維持をはかることを目的として「核医学専門技術者認定制度」を設けています。この制度は本会独自の基準により核医学専門技術者としての知識・技術の達成度を評価し、認定することを目的としております。核医学は進歩発展が早く、新しい技術や方法の登場が多い分野であり、核医学技術者は日頃の知識、技術の修得と研鑽が要求されます。この制度の主旨をご理解いただき、多数の会員が単位認定の申告手続きをされるよう希望します。

本規定に基づく単位認定を希望される方は、下記の要領に従い申告手続きを行って下さい。また、3年毎の業績評価時期に当たっている核医学専門技術者の方も、業績評価の申請を行って下さい。

単位認定の申告手続き

* 申告資格

①新規申告

初めて申告される方は、次の項目を全て満たしていること。

- (1) 本会における会員歴3年以上を有し、当該年度までの会費を完納していること。
- (2) 核医学技術者として5年以上の経験を有すること。
- (3) 認定事項が500単位を満たしていると推定されること。

②業績評価

平成14年1月に申告を行っている方は、平成14年1月～16年12月までの3年間の認定事項を業績評価として申請して下さい（提出書類は事務局より送付します。）。

- (1) 核医学専門技術者の認定証書を受けた後は、3年毎に業績評価を行う。
- (2) 業績評価の基準は3年間で100単位以上の取得とする。
- (3) 業績評価の期間中に1,000単位を超えても、3年間を経過しないと次の業績評価を受けることはできない。
- (4) 認定単位が1,000単位以上に達した方は、以後の単位申告が免除されます。

***認定証の発行**

所定の単位を取得された方に認定証書または認定証を発行します。

***申告方法**

平成16年12月31日までの認定事項を申告する。

ただし、申告できる認定期間は

- (1) 初めて申告される方は、平成7年からの業績等を認定事項として申告できる。
- (2) 平成14年に申告を行っている方は、平成14年～平成16年の3年間の認定事項を業績評価として受けられる。
- (3) 提出書類はコピーして各年毎に分けて記載すること。
- (4) 提出書類の必要な方は、本会事務局へ請求して下さい。

***提出書類**

- (1) 核医学専門技術者単位認定申告書（提出書類1）
- (2) 単位申告書（Ⅰ）、（Ⅱ）（提出書類2、3）
- (3) 業績評価は前回の単位認定通知票のコピー（提出書類4）
- (4) 認定手数料1,000円（郵便定額小為替にて）
- (5) 参加証明書、掲載論文等のコピーが必要です。

***単位の計算法**

別表に単位の内訳を示します。

***申告締切**

平成17年1月31日必着（簡易書留で送付すること）

***送付先**

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目18番19号
アスペック天満橋403号
日本核医学技術学会 事務局
TEL/FAX 06-6357-0978

核医学専門技術者認定制度規程

(目 的)

第1条 核医学専門技術者としての資質の向上と維持をはかるため所定の基準を設け、その達成度を評価し「核医学専門技術者」を認定することを目的とする。

(目的の達成)

第2条 本規程の目的を達成するために単位制を導入し、第3条以下に従って実施する。

(申請資格)

第3条 日本核医学技術学会の正会員で有って、かつ、次の各号の条件を満たしている者。

- (1) 本会の会員歴が3年以上の者。
- (2) 核医学技術者としての経験年数が5年以上の者。
- (3) 本会の会費を完納していること。

(手 続)

第4条 認定を受けようとする者（以下、申告者と記す）は所定の書類に必要事項を記入し、認定手数料を添えて、次項に定める期日までに、事務局に提出しなければならない。

2. 申告は、申告しようとする年の12月31日までの業績を1年毎にまとめ翌年1月中に行わなければならない。
3. 申告は500単位を越えたと推定されたとき、行うものとする。
4. 申告者は、申告の時から過去10年以内の業績を申告することが出来る。

(審査および認定)

第5条 提出された書類の審査は専門技術者認定委員会が行い、理事会が承認する。

2. 前項の審査により、認定単位が500単位を越えた者を核医学専門技術者として認定する。
3. 第1項の審査により認定された単位は認定単位通知書により申告した本人に通知する。

(核医学専門技術者認定証書)

第6条 前条の規定により核医学専門技術者として認定された者に対して「核医学専門技術者認定証書」を授与する。

(単位認定の対象)

第7条 対象は下記のとおりとする。

- (1) 日本核医学技術学会への参加、発表、座長、司会および講演など
 - a 本会総会

- b 本会核医学技術セミナー
 - c 本会卒後教育プログラム
 - d 本会地方会
 - e その他、本学会で認めた各種学会、研究会および講習会
- (2) 論文、著作物など
- a 「核医学技術」に掲載された論文、その他
 - b その他の学術誌などに掲載された論文
 - c 著 書
 - d その他
- (3) 業務経験
- a 常 勤
 - b 非常勤
- (4) その他
- (単 位)

第8条 単位の内訳は別表に定める通りである。

(核医学専門技術者の業績評価)

第9条 核医学専門技術者の資質の向上と維持をはかるため、定期的に業績評価を行う。

2. 業績評価は次の方法により行う。

- (1) 業績評価は核医学専門技術者の認定を受けた時から3年毎に行う。
- (2) 過去3年間の業績を所定の申請書にまとめ、審査料を添えて事務局に提出しなければならない。
- (3) 業績報告の単位認定は第8条(単位)の規定に従って行う。
- (4) 前号の規定により認定された単位は、核医学専門技術者として認定されたときの認定単位に加算するものとする。
- (5) 前号および(3)号の認定単位は認定単位通知書により申告した本人に通知する。

3. 核医学専門技術者は前項に規定する業績評価について、100単位以上の単位を取得しなければならない。

(業績評価の免除)

第10条 前条の業績評価による認定単位が通算して1,000単位に達した者は、それ以降の業績評価の申請を免除し、総会にて顕彰する。

(業績評価の保留)

第11条 病気その他の理由により単位取得ができなかった場合は、その理由を申告することができる。

2. 申告は書面にて専門技術者認定委員会に提出するものとする。

3. 提出された申告書については専門技術者認定委員会で審議し、妥当性が認めら

れた場合にはその期間に限り業績評価が保留されることがある。

(核医学専門技術者の資格の保留)

第12条 業績評価の手続きを怠った者および業績評価により取得単位を満たすことができなかった者に対しては、その旨を通知し、注意を喚起する。

2. 2回以上連続してこの通知が無視された場合には、核医学専門技術者の資格が保留または取り消されることがある。

(核医学専門技術者認定の取消)

第13条 核医学専門技術者として認定された者が、次の各号の1つに該当するに至ったときは、認定を取り消すことがある。

- (1) 第4条(手続)により提出された書類の記載事項に、事実と違った記載があると認められたとき
- (2) 本会会員として対面を汚すような行為があったとき、または本会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 第12条(核医学専門技術者の資格の保留)第2項の規定に該当したとき
- (4) 会則第9条(2)号または(3)号の規定に該当して本会会員の資格を取り消されたとき

(単位認定結果に対する異議申し立て)

第14条 専門技術者認定委員会が査定した単位数に関して異議がある場合には、異議を申し立てることができる。

2. 異議申し立ては、書面にて日本核医学技術学会事務局へ提出するものとする。

(改訂)

第15条 この規程は理事会の1/2以上の議決により改訂することができる。

《注》

(申請についての補足事項)

1. 申告用紙で、記入欄が足りない場合は同様の書式で別に作成する。
2. 単位を申告する場合は、参加証明書、掲載論文等のコピーが必要である。
3. 業務単位は所属長の証明(印)が必要である。

付 則

1. この規定は、平成2年7月14日より施行する。
2. 平成6年8月27日改正、同日施行。
3. 平成15年9月20日改正、同日施行。

別表 核医学専門技術者認定単位内訳

区分	事	項	単 位
I	本学会の参加発表等		
	a 総 会	参 加 発 表 (筆頭者) 発 表 (共同研究者) 特別講演, 講演等 座長・司会	20 15 5 20 5
	b 核医学技術セミナー	参 加 講 演	30 20
	c 卒後教育プログラム	受 講 講 演	10 20
	d 地方会 1) 学術総会, 研究発表会 2) 講習会, 勉強会	参 加 発 表 (筆頭者) 発 表 (共同研究者) 参 加 講 演	5 5 2 3 5
	e その他		委員会で決定
	他学会等の参加発表		
	a 核医学に関連する全国レベルの学会	参 加 発 表 (筆頭者) 発 表 (共同研究者)	5 10 3
	b 参加資格がオープン of 全国レベルの講演会	受 講	5
	c その他		委員会で決定
II	論文・著書等		
	a 核医学技術	原著論文 (筆頭著者) 原著論文 (共同研究者) その他論文 (筆頭著者) その他論文 (共同研究者) 短 報 (筆頭著者)	30 10 20 5 5
	b 他誌論文 査読制度のある学術誌 査読制度のない学術誌	(筆頭著者) (共同研究者) (筆頭著者) (共同研究者)	15 5 5 2
	c 著 書	単著, 共著 分担執筆 (5 頁まで)	15 2×頁数
	d その他		委員会で決定
III	業務単位		
	a 常 勤		2×月数
	b 非常勤		1×延月数
IV	その他		委員会で決定